

名瀬労基署だより



《鹿児島県最低賃金が改正されました》

みんなチェック！最低賃金。

時間額 853 円（令和 4 年 1 0 月 6 日効力発生）

鹿児島県最低賃金は 821 円から 32 円引き上げられ時間額 853 円となります。パートやアルバイトなどの雇用形態や年齢を問わず、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、この金額には、

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は含まれません。

※特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用される方には、当該特定最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

特定最低賃金(産業別最低賃金)額は、鹿児島労働局ホームページでご確認下さい。また、当該金額についても今後改訂される予定です。

第 175 号
R4.9.22

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

コロナ特別労働相談窓口
鹿児島労働局
雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

【最低賃金引上げに向けた中小企業等への支援について】

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、以下の支援を実施しています。

(1) 業務改善助成金

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

生産性向上に向けた取組を支援し

詳しくは
こちら

業務改善助成金

検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター(☎0120-366-440)又は
鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239)又は
鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内☎0120-221-255)

(2) 鹿児島働き方改革推進支援センター

当センターでは、働き方改革の実現に向けて、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ等に向けた取組を支援しています。また、業務改善助成金を含む各種助成金の相談にも応じています。

鹿児島働き方改革推進支援センター

有給休暇の5日取得

時間外労働の上限

同一労働同一賃金

～ 働き方改革の取り組みを支援します ～

TEL 0120-221-255

(<https://hatarakikata.sr-kagoshima.jp/>)

毎年10月は加入促進強化月間です。

退職金

社長の決断、
応援します。

中退共の
退職金制度なら

国の退職金制度
新規加入や掛金を増額する
場合、掛金の一部を
国が助成します。

安心
掛金は
全額非課税

有利
手数料もかかりません。

簡単
外部積立型で
管理も簡単

従業員も加入できます
パートタイマーさんや家族
事業主に
お知らせします。

詳しくはホームページへ
中退共 検索

お問合せはお気軽に
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！